

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成26年9月5日午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	家 令 和 典	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	高 橋 明 宏	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
裁判官	日下部 優 香	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	山 本 尚 子	（千葉地方検察庁検事）
検察官	佐 藤 正 利	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	角 謙 一	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	宮 武 淳	（千葉県弁護士会所属）

1 番	補充裁判員経験者	男
2 番	裁判員経験者	男
3 番	裁判員経験者	男
4 番	裁判員経験者	男
5 番	裁判員経験者	男
6 番	裁判員経験者	女
7 番	補充裁判員経験者	男
8 番	裁判員経験者	女

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、8名の皆様にお越しいただきましたが、本日司会を務めます刑事第5部の裁判官の家令と申します。どうぞよろしく申し上げます。

参加されている法曹関係者について、それぞれ簡単に所属とお名前を言っていただきます。まず、裁判所の方からどうぞ。

【高橋裁判官】 千葉地裁刑事第5部で右陪席裁判官をしております高橋明宏と申します。どうかよろしく申し上げます。裁判官としてもうすぐ丸9年ということになります。裁判官になった時は、刑事裁判官から始めたのですけれども、その時は裁判員制度というのはまだ始まっていなくて、しばらく刑事裁判から離れて、もう一度刑事裁判をやるようになったら裁判員制度が既に始まって何年かたっていたという状況だったのですけれども、やはりかなり事件に対する考え方、大本は変わらないのですけれども、準備の仕方とか、それから自分が実は曖昧にしていたようなことが、無意識のうちにそうになっていたものが自覚できるような、すごく日々が勉強になっています。

ですので、今日は皆さんの意見を伺って、更なる視点をいただければなと思っています。よろしく申し上げます。

【日下部裁判官】 刑事第5部の裁判官の日下部と申します。私は、裁判官になって今年で3年目ということで、まだまだ若手という感じでございます。

今日、皆さん緊張なさったような顔でいらっしゃいますけれども、皆さんに裁判員裁判を実際に御経験いただいて、どのようにお感じになったかというところをぜひ率直に聞かせていただいて、この機会に今後の裁判員裁判、どういうふうにしたら良いのかについて考える手掛かりをいただけたらなと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

【司会者】 では、検察庁。

【山本検察官】 千葉地方検察庁の公判部に所属しています検事の山本尚子と申

します。私は、今月過ぎれば検事になって丸12年ということになります。

検察官は、皆さんと一緒に評議をすることはございませんので、皆様の生の声を聞ける機会というのは、本当にこういった機会だけとなってしまいます。今日は皆様の生の声を伺える良い機会と思っていますので、今後もより良い裁判をしていくために、皆様の考え方を参考にしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤検察官】 千葉地方検察庁の公判部の検事の佐藤正利と申します。私は、検事になってからもう少しで丸9年というところです。

この機会に、皆さんの率直な意見を聞かせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会者】 では、弁護士会、よろしくお願いいたします。

【角弁護士】 千葉県弁護士会所属の弁護士の角と申します。よろしくお願いいたします。

私は、裁判員裁判は10件くらいやっていると思うのですが、こういった場で裁判員を担当された方のお話を聞くことは初めてなので、非常に勉強になると思っております。よろしくお願いいたします。

【宮武弁護士】 同じく、千葉県弁護士会所属の宮武淳と申します。弁護士になってから丸5年です。裁判員裁判は、4件ほど担当しています。

今回の参加者の皆さんは、殺人とか傷害致死といった重い事件の裁判員の経験者の方と思うのですがけれども、一応、私も殺人の事件は担当していて、なかなか弁護人の言いたいことが伝わっているかどうかというところは悩ましい問題だったので、皆さんの御意見をお聞きできればと思えます。よろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは、順次お話を進めてまいりますけれども、まず最初に、皆様がそれぞれどういう事件に関与されて、裁判員をやってみて、やり終わって今どういう気持ちかというようなことを簡単に、まず最初に一通りおっしゃっていただきたいと思えます。

それでは、1番の方からお願いできますでしょうか。

【1番】 まず私が担当した事件の内容としては、住居侵入、強盗強姦、強盗殺人、窃盗、強制わいせつ罪という罪の方でした。

感想としてはというところなのですけれども、やはり殺人ということで、すごく胸が苦しくなったということを今でも覚えています。

ただ、一方で、すごく良い経験、非常に貴重な経験をさせていただいたというふうにも考えています。

裁判というところに際して、裁判員制度の意味合い、何のために参加しているんだろうというところが、若干疑問が今でも残るとというのが正直な今の感想です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、2番の方お願いします。

【2番】 私は、被害男性一人に対して、被告人の男性が二人という強盗殺人の事件の裁判員を務めさせていただきました。

日数的には十日間ほどの裁判で、感想といたしまして、一般に裁判というふうに言われますと、それまでは日常生活から隔離した漠然とした存在としてしか捉えることができず、どちらかという陰に隠れているというイメージが強かったのですけれども、裁判員として実際に触れてみると、その裁判の重要性や意義というのをはっきりと認識することができ、全体としては非常に有意義な経験となりました。

しかし、今でも被告人たちが何を思い服役しているのかというふうに時折思いをはせることがあり、意識していなくてもやはり心のどこかで負担になっているのではないかなと思っております。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、3番の方お願いします。

【3番】 私は、昔で言う尊属殺人というのですか、そういう裁判の裁判員になりました。

【司会者】 娘さんがお母さんを殺したというケースですね。

【3番】 はい、そうです。感想などは、特別ありません。

【司会者】 よろしいですか。

では、4番の方お願いします。

【4番】 私の担当した事件は、底辺の人たちの殺人事件という感じ、印象を今でも持っているのですけれども、身体が不自由な方なんですね、犯人は。車椅子で出廷しましたけれども。もう一人の共犯がまだ26、27歳で、これも小さい時から障害があって、普通にしゃべれてはいるのですけれども、そういう施設にいたという、被告人が二人とも障害がある方。被害者の人が、これがまた67歳で、これも多少障害がある方で、3人ともホームレス的な感じだと。

だから非常に何か心が痛むというか、その底辺の人たちの犯罪だったんですね。

被告人たちは、要するに、被害者である老人を殴打して殺人した、その挙げ句、公園に遺棄したというような、本当にこのような悲惨な状況、それを裁判するということになって、非常に大変良い経験をしたし、また非常に、ああ、あんなことも世の中にあるんだなと思いましたし、実際の凶器の鍋、中華鍋で殴打何回もしているのですけれども、それも見せてもらいましたけれども、写真は、遺体遺棄したところやなんかは写真じゃ見ていませんけれども、非常にしばらくちょっと何か、いや、あんなことがあって、世の中というのは非常に、新聞やなんかでは見ますけれども、要するに自分が実際にそういう現実にはいろいろなことを見て、大変良い経験をしたなと思いましたね。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、5番の方お願いします。

【5番】 私は、傷害致死事件ということで、原因はお酒の問題で、それで殴り合いが起きて死亡事件に至ったということで、全体的な感想なんですけれども、まず裁判員に当たるとは自分は思っていなかったもので、まさか当たるとは思っていなかったもので、本当は嫌だなと思っていたのですけれども、でも、良い機会なので経験もして行って、実際やってみて、後になって良い経験だなと思うようになりまし

た。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、6番の方ですね。

【6番】 私は、殺人と銃刀法違反ですかね、その裁判員裁判を担当させていただきまして、男女間の別れというのはこんなに大変だったのかということを感じましたし、あと、教育、学校教育だけではなく、人間が育つ上での教育がやはり一番大事なんだなということをつくづく考えさせられた事件だったなというふうに自分では思っております。

初め、私も同じように、選ばれることはないというふうに安易な考えで、ここに来まして、選ばれてしましまして、どうしようというのが先だったんですけれども、やってみて、経験してみても、自分にはすごく有意義だったし、プラスになったなということ、世の中にはこのような人たちがいっぱいいるんだなということを感じることができましたので、裁判員裁判、参加してみてもよかったです。

ただ、何でここの意見交換会に参加したかというところ、戻ってみて、裁判員裁判を周りの人が何か腫れ物に触るみたいな感じで見ている方が多かったものですから、裁判員裁判制度をもっと充実したものにさせていただきたく、皆さんの意見を聞いて、それを表に出していただければと思って、今回参加させていただきました。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、7番の方。

【7番】 今回、私が担当させていただいたのは傷害致死の事件でして、家族間の問題でした。お兄さんが弟さんを亡くならせたという事件でした。量刑を決めるのがとても難しかったという印象がありました。

感想としましては、やはり誰しも家族というものがありますので、事件、皆さんで話し合った時に心も痛みましたけれども、改めて自分にも家族がいるんだなとい

うふうに、とても考えさせられました。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、最後になりますが、8番の方。

【8番】 私が担当しましたのは、親子の事件、息子さんがお父さんを殺してしまったという殺人事件なのですけれども、長年にわたり不満や怒りを募らせていた息子さん、50代の方なのですけれども、その方が同居していたお父さん、80代の方を包丁でめった刺しにして殺してしまったという……。すみません、今も思い出すと、ちょっと苦しいところがありまして。すみません。

裁判員を経験して、どんな理由があっても、犯してしまった罪の重さとか家族の在り方とか、人との付き合い方とか、すごくいろいろなことが勉強になりました。

私が担当したのは7月初めだったので、終わってまだ2か月ぐらい、まだいまだにちょっといろいろな面で思い出したりなんか、そういう、ちょっとつらい面は、まだ残っています、正直言って。ただ、とても良い経験をしたなと思っています。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、少しずつ話を進めていきたいと思いますが、まず最初にお聞きしたいのは、公判での審理についてです。双方の活動、さらには証拠調べを見聞きされて、事件の内容はよく理解できたかどうかという点と、その証拠調べの過程でいろいろな証拠をごらんになって、特に人が亡くなった事件だということで、なかなか普段見ることのないような証拠も見ざるを得ないというような場面があったと思いますが、その証拠を見て、こんなにいらんんじゃないか、逆に絞り過ぎていて、もうちょっと出してもらってもよかったんじゃないかとか、今、なるべく皆様に御負担をかけないように写真とかの枚数もなるべく絞るようにしたり、必要最小限のものにしようとする努力もされているのですが、それが適切に行われているのか、いまだに多いなという印象をお持ちになったか、むしろ絞り過ぎていて、もうちょっと

出してもらっても覚悟の上でやっているんだから大丈夫だったというような方とか、いろいろな方がおられると思うのですが、その辺のことをちょっとお話を伺いたいと思います。

どなたからでも結構ですが。

では、3番の方ですね。

【3番】 証拠写真というのですか、いろいろ見せてもらったんですけども、全然関係のない写真が混ざっていましたね。

【司会者】 例えば。

【3番】 包丁に血がいっぱい付いているんですけども、先が曲がっていて、更に折れているんですね、先っちょが。それを裁判官の人に聞いたら、刺して骨に到達して、更に押したので折れたと、そういう写真見たんですね。でも、事件とは全然関係ない写真だったんですね。

【司会者】 結論を決めるについては、余り必要なかったなというふうに思われたということですね。

【3番】 そうですね。何も関係ないような写真だったような気がします。

【司会者】 カラーの写真だったのでしょうか。

【3番】 そうです。

【司会者】 そうすると、それは見なくて済むんだったら見たくなかったというようなお気持ちを今お持ちだということでしょうか。

【3番】 そうですね。女の人だったら大変だったと思いますよね。

【司会者】 どうもありがとうございます。

ほかに、証拠調べで、思い出していただかざるを得ないのですけれども、思い出した上での御印象があれば。

では、8番の方、どうぞ。

【8番】 証拠のものだったか、ちょっとあれなのですけども、亡くなられた方の遺影の写真を見せられたんですね。

【司会者】 それは証拠としてということですか。

【8番】 証拠としてというか、そうですね、要は亡くなられた方のお写真がないということで、それで遺影を見せられて、あその場面とその写真と両方見せられて、ちょっとその遺影、正直言って一番ちょっと厳しかったなど。遺影じゃない形で、その方の写真がなかったら、ちょっとその辺が分からないのですけれども、おじいさんで八十幾つの方、1枚ぐらい何かスナップでもあったら、そちらの方の写真の方が私としてはよかったなと思っています。

【司会者】 要するに、それは生前の姿を示すという意味で示された写真が、恐らくは御葬儀で使われた遺影だったんじゃないかと。

【8番】 そうなんです。

【司会者】 それが、なかなか見るのがつらかったということなのですね。

【8番】 いえ、その場では別につらくはなかったんです。ただ、残ってしまって。ずっと残ってしまいました。

【司会者】 できれば、もうちょっと普通の普通のスナップ写真とかの方がよかったんじゃないかというような御感想を今お持ちだということですね。

【8番】 すごく思っています。

【司会者】 なるほど。

ほかにどうぞ。

2番の方。

【2番】 御遺体の写真であったり、現場の写真についての話なのですからけれども、やはり全体を裁判員として理解しなくてはいけないという点で、御遺体や凶器についての写真を見るということは、もちろん当然、必要不可欠なことだと思います。

個人的には、あらかじめ写真を提示される前に、裁判長の方が概要であったり、そこまで峻烈な写真ではないというふうにあらかじめ内容を少し教えてくださったので、あらかじめ心の準備というものができまして、落ち着いて写真を拝見することができたと思っておりますので、自分としては、そういう裁判官の方々の気遣い

というのが非常にうれしかったという思い出があります。

【司会者】 どうもありがとうございます。

どうぞ，ほかの方も御自由に。

では，5番の方。

【5番】 事件の内容の理解というところなのですけれども，担当した事件が，お酒が原因で事件が起きてしまったというところで，検察側と弁護側で大分意見に食い違いというか，ずれがあったように感じて，時間軸が大分検察側と弁護側でずれがあったような気がして，ちょっとそれが理解に苦しみました。どっちが合っているのか分からなくて。

【司会者】 要するに，検察官が主張している物事の流れと，弁護人が前提としている物事の流れというのがずれていたのですかね。

【5番】 そうですね。何か食い違うところがあって，それで時間がどっちなのかなというのがあって，実際何時に何が起きたのかなというのがちょっと悩みましたので。

【司会者】 そうすると，事柄の前後関係とかについて理解していくのがなかなか困難だったというようなことでしょうか。

【5番】 そうですね。

【司会者】 そうするとどうしてももらったら，もうちょっと分かりやすかったというように思われますか。

【5番】 ちょっと難しいんですけれども，やはりお酒が入っていて被害者とか加害者の記憶が飛んでいたというのがあるので，でも，やはり関係ない話とかも結構ずれているときもあったので，そういうのをもうちょっと考えてもらいたいなと思いました。

【司会者】 そうすると，事件の本質とは関係のないような事柄についても，かなり双方に食い違いがあったりなんかして，なかなか頭の中で物事を整理して理解するのが難しかったということですかね。

【5番】　　そうですね。

【司会者】　　もうちょっと情報量を全体として少なくしたほうがよかったという
ようなお話でしょうか。

【5番】　　もう少し絞ったほうがよかったのかなと、余り関係のない私生活の話
とかが出てきたので。

【司会者】　　そうすると、要するに、事実の認定とか量刑の関係で重要な事項に絞
って、結論に余り関係ないようなところで混乱させてほしくなかったというような
御感想なのですかね。

【5番】　　そうですね。はい。

【司会者】　　どうもありがとうございます。

そのほか、どうぞ法廷の双方の検察官、弁護人の活動の内容も含めてでも結構で
すし、特に今日、我々が関心を持っているのは精神的な御負担というところでの
で、証拠調べの過程で、もうちょっとこういうことを工夫してほしかったというよ
うなことがあれば、おっしゃっていただけるとありがたいのですが。

4番の方も、遺体の写真の取調べはあったのですかね。

【4番】　　それはないです。

私は、逆に状況のことを絞り過ぎているんじゃないかなと思っているんですよ。
例えば遺体の写真は見ていませんし、例えばどこかに閉じ込めて、そのロッカーは
どんなロッカーだかもよく分からないし、要するに、文章では出てきているんです
けれども、もうちょっと具体的に状況証拠というか、そういうのがあったほうが、
より正確なジャッジができたんじゃないかなという気もしているのですけれどもね。

【司会者】　　まさに裁判員裁判では、証拠を必要十分な限度に絞っていくという
ことを主に検察官がされるわけですが、事案によっては文書で出てくるのを絵で見
てみたい、写真で見てみたいという欲求不満が残った部分もあったというお話です
かね、今のお話ですと。

【4番】　　そうですね。

【司会者】 ほかに、そのような点に関して御意見をお持ちの方はおられませんか。

【6番】 私の担当した事件では、犯人が二日間ぐらい被害者を追っかけてたということがありました。自分は、土地勘があったものですから場所がよく分かったんですけども、そうでないとちょっと、地図が出てきていたんですけども地図が暗かったり、あと、夜の事件だったものですから、夜撮った写真とかが出たのですが、その辺も分かりづらいというのがあったので、その辺で判断するのってすごく難しいなというふうに思ったことがあったのですね。

ですから、自分たち、同じメンバーの裁判員の人たちが大体皆さん場所を知っていたので、理解しやすかったというのは一つあったんですけども、やはりそれをどこまでどういうふうに出したら一番みんなが理解できるのかということは、すごく難しいなということを感じました。

それと、最後に私が言いたいのは、使ったナイフを、現物を見せていただいたんですけども、あれは写真だけで十分だったんじゃないかなというふうに、実物を見る必要性はなかったんじゃないかなというふうに自分は感じています。

以上です。

【司会者】 この事件は大分話題になった事件ですね。報道された。

【6番】 そうです。

【司会者】 御自身は、地元の土地勘をある程度お持ちだから、出された証拠に自分の知識を加味していくと様子が分かるけれども、そうじゃない方の場合はちょっと分かりにくかったんじゃないかということなのですね。

【6番】 はい。

【司会者】 あと1番の方、何か思い付かれることがあったらどうぞ。

【1番】 私が担当した事件の被告人の意見としては、とある暴力団が関与しているのではというふうな話があったんですけども、警察の方から、そのとある暴力団について取り調べたプロセスとかを参考程度にでも聞いたら、もう少しその事

件自体が理解できたかなというふうに思っているのと、あと、証拠物に関しては、こういう表現が正しいのか分からないのですけれども、比較的きれいな御遺体でしたので、精神的な負担は今、聞いている限り、皆さんが担当されていらっしやった事件よりは軽かったのかなというふうには思っています。

【司会者】 その写真は、カラー写真だったでしょうか。

【1番】 カラー写真です。

【司会者】 そんなに見るのがつらいほうでは、余り傷みが強いものではなかったというようなことなのですかね。

【1番】 というふうに思いますが。

【司会者】 あと、前半の部分の暴力団絡みの話というのは、この事件、本人が自分は犯人じゃないと言っている事件だったのですかね。

【1番】 そうですね。

【司会者】 それで、ほかの暴力団。

【1番】 暴力団がやっていると。

【司会者】 結局、最終的な認定としては架空の人物を被告人がでっち上げているというような認定になったようです。暴力団関係というのは、その辺のことをおっしゃっているのですか。

【1番】 そうです。

【司会者】 それで、現に被告人が言っているような人物がいるかどうかというのを警察の方で調べたということぐらいは出てきたのですかね。

【1番】 そこまでは出てきましたけれども、どの程度調べてというふうなプロセスだとかを参考に聞いたかったかなというのはありました。

【司会者】 それが出ていると、有罪無罪の判断を下すときに、もうちょっと確信が持てたということなのではないでしょうか。

【1番】 そうです。はい。

【司会者】 要するに、被告人が嘘を言っているという判断をしやすかったとい

うような御意見だということですかね。

【1番】 はい。

【司会者】 あと、7番の方、何か思い起こされて、公判での証拠調べの関係で何かあったら。

【7番】 そうですね。自分がお見せいただいた写真ですが、被害者の方の遺体の写真は、傷とかはなかったんですけども、打撲などが結構あったので、写真の数的には、量的には結構あったほうなのではないかなと思います。

体の写真の、もうちょっと絞ったほうがよかったというか、モザイクというか隠されていた部分はしっかり隠されていたんですけども、少しイラストとか絵とか、そういったものでもよかったのではないかなと思いました。

以上です。

【司会者】 7番の方は、実は、我々裁判官3人と一緒に事件を担当されたのですが、この事件で問題となったのは、いろいろなところに打撲があるけれども、それが被告人の暴行によるのか、それ以外にも自分で転倒してついた怪我もあるのかとか、そういうことで、どうしてもカラーで、なおかつその打撲の箇所とか、そういうのを見ざるを得ないという事件だったのですね。だから、その写真自体が必ずしも不要だと感じられたというわけではないのですかね。

【7番】 不要とは感じなかったですけども、やはり男性の秘部というか、それに近いものとかもあったので、心の準備というものはできていたんですけども、もう少し、絞っていくのも難しいのかもしれないですけども、そういったところは、例えばイラストだったりとかにしてもいいのではないかなというふうに感じました。

【司会者】 では、今の証拠調べも含めて、裁判員の精神的な負担について、裁判員裁判の実施中もそうですし、終わった後の今の皆さんも、まだ記憶に新しい方というのもおられると思いますが、我々法曹三者を含めて、こういうふうにしてくれて助かったという面とか、逆に、もうちょっとこうしていただければ助かったと

というような御要望のようなものがございましたら、どうぞおっしゃっていただければと思うのですが。

6 番の方。

【6 番】 私は、検察の方と弁護士さんの方が、始まる前に質問表をくださるじゃないですか。あの質問表がなかったら裁判の内容が一切分からなかったんじゃないかなと自分で思うぐらいに、あの質問表を活用させていただいたのが一番印象に残っているんですね。

前後するときも中にはありましたし、その質問表に自分がついていけないところもあったんですが、あれがなかったら裁判の内容が自分は理解できなかったと思います。ありがとうございました。

【司会者】 要するに、今から質問する項目の一覧みたいなものですね。

【6 番】 そうです。

【司会者】 それがあって、それをガイドにしながら聞いていった結果、よく理解できたと。逆に、それがなかったとしたら、なかなか理解が困難だったんじゃないかというようなお話ですね。

【6 番】 はい。

【司会者】 ほかに、公判、審理の過程で、こういうふうにしていただいて助かったとか、もうちょっとこの辺、気遣ってほしかったとかいうようなことがあったら、おっしゃっていただければと思いますが。

では、3 番の方。

【3 番】 一番最初に言っていますけれども、証人尋問というのですか、障害を持った人だったんですよ。それで、裁判官と裁判員が9人いますね。全然聞こえなかったですね。1時間ちょっと、4回にわたって尋問するんですけれども、あれ私が聞こえなかったのかなと思ったんですけれども、何か誰も何も言わなかったんですよね。

【司会者】 要するに、まず、もともとしゃべる方のしゃべり声が小さいんです

かね。

【3番】　　そうです。何か障害を持っているらしくて、それが1時間ちょっとなんですけれども、全然聞こえなかったですね。

【司会者】　　何か話しているという音は聞こえるんですかね。

【3番】　　はい。何かその尋問というのが必要ないみたいな、その人に対してはね。何か障害を持っているとは言っていましたがけれども、ほとんど聞こえないですね。だから、みんなも聞こえてないんだねと思いましたね。

【司会者】　　そのまま、要するに証拠調べが終わってしまって、御自身としては余りその方の尋問内容は聞き取ることが難しかったというようなことですか。

【3番】　　ほとんど。はい。

【司会者】　　そこは多少、もうちょっと大きい声で話してくださいとか、マイクを近づけてくださいとか。

【3番】　　誰もそれ言ってくれなかったですね。私からも言えなかったし。

【司会者】　　そういうことがあったということですね。分かりました。

ほかに何か思い付かれる方。

またもとに戻って同じ話題になってもいいのですが、この段階でそれぞれ、御列席の方々でこういう点を聞いてみたいということがあれば、どうぞお聞きになってください。証拠調べ、法廷活動を中心として。

では、どうぞ宮武先生。

【宮武弁護士】　　弁護士の宮武から皆さんにお聞きしたいと思います。

今、3番の方がおっしゃったように、被告人質問とか証人尋問というのは、やはりその場でどンドン話が流れていきますから、途中でちょっと聞き取りづらいとか、話についていけないなというふうに思った時に、後の話がどこまで皆さん理解されたのかなというところが、やはりちょっと気になる点なのですね。

多分、そこで聞き取った内容がその後の評議になって、聞いていないなということになると、評議でも自分の意見がなかなか出ないんじゃないかなというのがあります。

ますので、もし、ちょっと聞き逃した、もしくは聞き取れなかったというときに、裁判官とかにもう一度話を聞きたいとかということの言いやすかったかどうか。もしくは、聞き逃した途中で、補充質問で最後にもう一度聞くということが抵抗なくできたかどうかというところについて、皆さんの御意見をお聞きしたいのですが。

【司会者】 大体御質問の趣旨はお分かりになりましたかね。

では、2番の方どうぞ。

【2番】 そうですね。確かに証人尋問とかで聞き取りにくいところであったり、ちょっと深く入り込んだ話であったりとか、ついていけないところはあったんですけども、控室に戻った時に、裁判長の方がまず第一声を開いてくださって、あの証人が言うておられるのはこうこうこういうことで、こうこうこういうことなんだろうと思いますというふうな内容のまとめを毎回毎回丁寧になさってくださったので、それが非常に内容の理解には役に立ったかなと思って、非常に感謝している点であります。

【司会者】 ほかに、聞いていて途中でついていけなくなってしまって困ったというような御経験をされた方がおられたら。

8番の方、何かおありですか。

【8番】 2番の方と一緒にして、その都度、控室なり、それから裁判をやる部屋の後ろの部屋ですか、そこで、裁判長の方が何かありますかとか、毎回毎回気を遣っていただいてまとめてくださったので、また、3番の方がおっしゃったようなすごく聞き取りにくかった面があったときも、私が担当した裁判長の方が、ちょっとマイクの向きをしょっちゅう変えてくださいとか、聞こえませんかとか言ってくださったので、その点に関してはすごく配慮していただいたと思っております。

【司会者】 ほかにこの点に関して、むしろ消化不良で終わってしまったというような感じを残されている方、おられますか。

5番の方、先ほどちょっとその辺を情報過多だとか、理解がしにくい面があったというふうにおっしゃっていましたがけれども、要するに先ほどおっしゃったような

ことですかね。

【5番】　　そうですね。やはりはっきりしていることが少ないので、その辺でちよつと迷いましたね。

【司会者】　　宮武先生、さらに重ねて今の点、何かお聞きになりたいことがあれば。

【宮武弁護士】　　裁判員の方というのが6人プラス二人なのですけれども、戻る時に裁判員同士で、いや、ちょっと分かりづらかったねみたいな話、要は、ここに来られている方が聞き取れなかったのかではなくて、全体的に結構聞きづらいなど、分かりづらいという意見が多いのかどうかという点についてはどうでしょうか。

【司会者】　　では、2番の方どうぞ。

【2番】　　全体としては、私が担当した事件に関しては、聞き取りづらかったという点は全体的にほとんどなかったようなイメージがありました。聞き取りにくいときは、裁判長の方がもう一度大きな声で、であったりとか、もう一度というのは何回も促してくださったことがあったので、そういうところで困ったことはありませんでした。

【司会者】　　今、部屋に戻ったら裁判官がある程度今の証人尋問の内容についてまとめて告げるということがあって理解しやすかったというお話があって、それは、それで必要があってされたことだと思うのですけれども、本来は、法廷で聞いたらそれだけで分かるような尋問にならないと、本当はいけないんですね。裁判官がまとめるというのは、そこにある程度加工が加わってしまって、場合によっては裁判官の見方がそこにある程度、裁判官としてのセンスでまとめてしまうところがあって、できれば当事者の尋問の中で全て解消されるべきだろうなというふうには、我々も思っているところなのですけれどもね。

検察官の方から何かおありですか。要するに、公判での証拠調べを中心とした点に関して。

すぐに出てこないようでしたら、また。

裁判所から何かありますか。

【高橋裁判官】 裁判官の高橋です。

私として伺ってみたいのは、先ほど8番さん、遺影の話がございましたし、また、6番さん、ナイフという話がありましたけれども、皆様が御覧になった事件の中で、特に最初に御覧になった時に衝撃を受けられたものというのはどういうものなのか。

それから、例えば写真とかについて、いろいろな加工が施されていたりもするかもしれないのですけれども、そういった加工についてどんなものがあったか、もしあれば、教えていただきたいと思うのですが、ございますか。

【司会者】 質問としては二つあると思うのですが、我々は、ついつい映像的なものが衝撃を与えるということで、それをなるべく大人しいものにしようと努力はするのですけれども、むしろ皆様が衝撃を受けるのは、写真とかばかりじゃなくて、もうちょっと他のものですね。先ほどの遺影については、伺ってみないと分からないことですし、もしくは映像じゃなくても証拠調べの中でいろいろな場面が展開する、それが朗読されるところで非常に辛い負担を抱えることがないかというようなところが一つあると思うのですね。

あともう一つ、後段の質問は、映像について衝撃を緩めるために、どういう工夫がされていたかというような、二つあったと思うのですが。

どちらの質問に対する答えでも結構ですので、どなたかおっしゃっていただければと思いますけれども。

どうぞ8番の方。

【8番】 私が担当した事件というのは、100か所くらいの刺し傷というのがありまして、ただ、致命傷になったところだけは、亡くなった方、その実物、部分的、全体ではなく部分的で白黒だったんですけれども、それは正直、前もって今日はこのようがありますと言われていたのですが、正直それほど、そんなに衝撃はなく配慮していただいたと思います。

あと、全体の体のスケッチ、絵みたいなので、前と後ろと頭とかという感じで

絵にしてくださって、その辺、とにかく初めてのことであったので、そういうものを見るのが。何が良くてどうこうというのも正直難しいのですが、とりあえず白黒にさせていただいたことと、あと、どうしても百何箇所というのを私たち全員にも見せなくてはいけなかったのかというようなのは、ちょっと正直、だからその致命傷のものだけでよかったのか、その辺はちょっと分からないのですけれども、やはりこういう裁判をする場合には全部出さなくてはいけないものなのか、その辺のクエスチョン、いまだにあるところです。

【司会者】 どうもありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ、1番の方。

【1番】 御遺体の写真、証拠物からの衝撃というよりは、被害者の方が19歳の女子学生で、遺族のお父さんからのお話だとかの中に、生い立ち的な映像的なものが流れることによって、物すごく感情移入してしまって、それがかなり引きずってしまったなという、どんな気持ちだったんだろうか、今どういう気持ちでいるのかという感はありました。

【司会者】 1番の方の事件は、遺族の方が参加しておられたんですかね。被害者参加という形で。

【1番】 はい。

【司会者】 それで、御遺族の方も証言なり意見の陳述なりをされたのでしょうか。

【1番】 されました。

【司会者】 そういうことも含めて、かなり感情的にはつらいものがあって、むしろ映像よりかは、そういう御遺族の姿だとか、亡くなった方の生い立ちに関する生前の写真なんかも出てきたのですか。

【1番】 出てきました。

【司会者】 そういうほうが、むしろ負担というかどうかは別にして、非常に心

に大きく残っているというようなお感じなのですかね。

【1番】 そうですね。

【司会者】 ちょっと話が被害者参加に及びましたので、6番の方の事件も被害者参加があったのですかね。今の方の御発言に関連して、どんな御感想でしょうか。

【6番】 私も、お母様とお父様がお話をされていた時間がすごく長いのですね。それを聞いているほうがつらかったですね。今回はこういう裁判ですということで裁判長の方がお話をされていて、参加される裁判だからそうなるんですよという説明もちゃんといただいていたのですけれども、生い立ちですよ。それも泣きながらの生い立ちをずっと。すごくお父様とお母様のお話がつらいものがありました。

【司会者】 どうぞ、8番の方。

【8番】 ちょっと気になったことがあったんですが、その生い立ちという点で、被告人の方ですか、何年にどここの小学校を出てとか中学校を卒業してとか、そういう紹介というか、そういうのがあったんですね。そこまで公判で言わなければいけないのかなと、正直それは思いました。子供の頃のことですかね。ただ、結局、同居して親にいろいろグチグチ言われていたとか、そういうところは必要なんですけれども、どここの小学校出てとか、そういう生い立ちは正直裁判に必要なのではないのかなと思いました。

以上です。

【司会者】 この事件の特色というのは、小さい頃から父親にかなり抑圧されていて、その怒りがもう何年もたってこの事件の時までに爆発したというような事件ですかね。そういう関係もあって、小さい頃からの親子関係というのを出していきたいという気持ちが当事者にはあったのかなという気はしますけれども、聞かれるほうとしては、やや細か過ぎたというか、そこまで必要かというような御印象を持たれたと。そういうことですかね。

ほかに、証拠調べの関係でお尋ねになりたいこと、ありますか。

では、山本検事、どうぞ。

【山本検事】 先ほどから出ています負担の話に絡んでなのですが、例えば負担だと感じるのは、多分恐らくどんな写真であっても傷なんかに関するものに負担を感じるのは当然だと思うのですが、その負担と、ただ、その負担を感じるというのと、その一方で、あと必要性の問題があって、例えば負担はあるけれども、感じるけれども、このぐらいの必要性があると感じられたのでこれは出した、見たということで良かったんじゃないかとか、その辺で皆さん方が担当された事件の中で、負担はどの程度で、でも必要性がこの程度だったので必要だったとか、逆に、だから不要だったとかというような、必要性も絡んだあたりで、御意見を伺えればと思うのですが。

【司会者】 要するに、検察官がお聞きになりたいのは、どうしても、特にひどい事件の場合は、検察官としては出さざるを得ない証拠もあるんですね。それが見るのがつらいというのは検察官ももちろん御承知なのだけれども、ただ、それでもこの事件の場合は、もうこれは必要なんだという、納得することによってその辺の負担感が割と合理的に解消されるということがなかったかと。逆に、その必要を感じなかったがゆえに、結局どうも納得がいかないという気持ちが残っているところがあるかとかも、そういった類いのところだと思うのですが。御意見伺いますか。

例えば7番の方は、体に残ったいろいろな傷については、今までの観点からすると、写真じゃなくて図面でもよかったんじゃないかというような御感想をお持ちになったということですかね。

【7番】 そうですね。重要な部分はやはり見なくてはいけないとは思いますがけれども、細かいものだったりとか、全てというのは必要性は感じなかったですね。

【司会者】 ほかの皆さん、いかがでしょうか。

では、宮武弁護士。

【宮武弁護士】 宮武からお聞きします。

全員じゃないのですけれども、証人でちょっと専門的な立場の人がいると、多分7番の人でいうと精神科医の先生が証人で呼ばれたかもしれないのですけれども、

そういった専門的な方が証人として呼ばれたときに、その質問の内容とか、何を聞いているんだとか、専門家の言っている内容がどこまで理解されているのかなというところもやはり気になる点なのですが、そういった専門的な尋問とか証拠調べですね、そのあたりについて皆さんの御意見があればお聞きしたいなと思います。

【司会者】 では、こちらでもある程度把握している面がありますので、お医者さん、法医学の先生もしくは精神科医とか、そういう方が出てこられたケースがあったかと思いますが、引き続きです、7番の方、思い起こされて、お医者さん、精神科医でしたかね、お話を聞かれてどんな、あの事件は被害者がかかっていた病院のお医者さんと、あとはそれとは別に弁護人が申請した精神科医と、二人出てきたと思うのですが、少し思い出していただいて理解度といいますか、分かりやすさというのはいかがだったでしょうか。

【7番】 被害者の方がかかっていた精神科医のお医者さんに関しましては、非常に業務的にやっているというふうなお話だったので、何か仕事仕事という感じのお話でした。ちょっと今、記憶が曖昧になってしまって。

【司会者】 では、そちらの先生は実際に被害者の治療に当たっていた先生だということですが、その後もう一人出てこられたと思うのですが、その先生のお話はいかがでしたか。

【7番】 ちょっとどちらも今、記憶が曖昧です。

【司会者】 思い出しにくいですか。

【7番】 申し訳ございません。

【司会者】 では、ほかに法医学とか精神医学の関係の証人が出てこられた方はいらっしゃいますか。

4番の方、どうぞ。

【4番】 私の場合は、被告人である加害者が、中華鍋で亡くなった方の頭をフルスイングで殴って、それで致命傷になったのですが、法医学の先生がそのことを約半日かけてすごく細かく説明してくれたんですよ。これは今、医学の講義じゃ

ないんだから、そこまで細かくやらなくてもいいんじゃないかなという気はしましたね。こっちから殴ると、要するに、脳がこっちからこっちに動いてというようなお話だったんですけれども、非常に専門的で良いのですけれども、そこまで別に必要ないんじゃないかなという気はしましたけれどもね。

【司会者】 分かりやすいとか分かりにくいというよりは、ちょっとその事件との関係では、あそこまで詳しくなくても、もう事件は理解できたと、特に事実関係に争いがあるわけでもなかったのですかね、これは。

【4番】 そうですね。

【司会者】 ただ、頭がどういう衝撃を受けると頭の中でどういう現象が起きて、こういう損傷が発生すると、それをかなり詳しくお話しいただいたということで、ちょっと詳し過ぎたというような感じを持っておられるということですね。

ほかに思い出される方、おられますか。

では、3番の方。

この事件は、心神耗弱というのに当たるかどうか争われて、結局その被告人は、完全な責任能力が問えるんだという結論になったのですかね。

【3番】 そうです。

【司会者】 その過程で、被告人の疾患についての説明がなかなか頭に入りにくかったということですか。

【3番】 そう、分からなかったですね。

【司会者】 その分かりにくさが、後に評議するときにも議論のしやすさとかにもやはり影響はありましたか。そこが分からなかったから、なかなか議論に入っていけなかったとか、そういうところがおありだったのでしょうか。

【3番】 逆に、何か分からなかったような気がしますね。

【司会者】 なるほど。

ほかに思い出される方、おられますか。

では、2番の方。

【2番】 私の事件では、お医者様が実際に呼ばれるということはなかったんですけれども、どういう経路で被害者が死に至ったのかというのを書面で提示してくださったのですけれども、私の事件では、頸部圧迫による窒息死だったのですけれども、その頸部圧迫により甲状腺が潰れ、ここが圧迫され鬱血したという詳しい情報を知ることによって、逆に、被害者の苦しみであったり痛みであったり、犯行の悪質性であったり、そういうのを理解する上では非常に役に立ったので、私としては、その医師の所見というのが審理をする上での重要な資料になったと、今でも思っております。

【司会者】 そうすると、前提としては、話はよく分かったということになるわけですかね。

ほかに思い出される方、おられますか。

専門家の方というのは、基本的には裁判員の方に分かりやすいように話してくださいねというふうなお願いはされていると思うのですが、それぞれ個性がありまして、なかなかそういうのができやすい方とできにくい方がいて、話し始めてしまうと一気に呵成に話される方もあったりするのですけれども、何か印象に残ったようなことはありますか。もしくは、もうちょっとこうやってコントロールしてもらったら良かったというようなことはありませんでしょうか。

では、また何かそれぞれありませんか。証拠調べ、公判の法廷活動について、この辺、こういうこと聞いてみたいとか。

先ほどの山本検察官の質問に対する答えを、ちょっと途中になってしまったのですけれども、5番の方は遺体写真の取調べ、あったのですね。

【5番】 ありました。

【司会者】 それはそれで、これは必要なものだとして理解されたのか、それともやや過剰だというふうに御覧になったのか、その辺の御記憶はありますでしょうか。

【5番】 余り外傷という外傷が目立って見られなくて、中で骨が折れていたり

とかしているのです、やはりそこで実際に解剖した医療の方の話が後の審理にとっても重要になってきていると思います。そこでもまた、実際に死亡した原因が幾つかあったので、そこを考える良い資料にはなっていると思います。

【司会者】 なかなか解剖写真になると、さらに御遺体の写真より、場合によっては苦しい場合も。

【5番】 その写真はなくて、イラストで。

【司会者】 イラストだったのですか。そこは、解剖の結果、要するに外傷よりかは中でいろいろ損傷が起きていると、それは図解されていたのですか。

【5番】 図解で。はい。

【司会者】 そうすると、おおむね証拠については適切に、必要なものについては必要な限度に加工がされて出されていて、特に不都合、不当だというように考えられる点はなかったという御印象ですかね。

【5番】 そうですね。はい。

【司会者】 要するに、多分検察官の方で心配されているのは、必要のない証拠をむやみに見せられたというふうになっていると、やはり困るなということだと思うのですね。逆に必要なものであれば、やはり裁判員裁判で重大事件を扱う以上は、ある程度は御納得いただきたいけれども、そういう納得ができたかというところは多分気になっていると思うのですが、その点に関しては、もう少し何か検察官の恐らくその質問趣旨に対して、お答えになられる方は、おられますか。

2番の方、いかがでしょうか、その点に関しては。出された証拠、やはり納得のいくものだったでしょうか。

【2番】 そうですね。やはり犯行の再現であったり、逃走に使った階段であったり、車であったり、そういうのは、事件の内容を理解する上で必要不可欠なものがほとんどだったのではないかなと記憶しておりますので、不要だったという印象は受けませんでした。

【司会者】 では、もう少ししたら中休み10分ぐらいの休憩をとろうと思って

いますが、証拠調べ全般について、この際ということでお聞きになりたいことがあったら、どうぞお聞きください。

では、高橋さん、どうぞ。

【高橋裁判官】 率直な感想というか、その時の印象を伺いたいのですけれども、先ほど5番さんがおっしゃったように、解剖医の、もしくは死体を見た方の医師の尋問とかがあった方、それなりにいらっしゃると思うのです。そういう尋問の時は、イラストにせよ写真にせよ、繰り返しどういうところにどういうものがあったかという話が出てくるし、ビジュアルでも出てくると思うのですけれども、そういったところは、やはり尋問の中でも負担を感じられるのか、それとも、むしろ自分の中でそういう形になる時は話に集中して余り精神的な負担がないのか。そういったところ、どちらだったかというのを教えていただければと思うのですが。何かありますか。

【司会者】 どなたか、いかがでしょうか。

6番の方。

【6番】 私は、さらっと流すことができました。それほど、刃物がこの角度で入っててということで、イラスト的な話で説明があって、だけどナイフの長さがこれだけなのに傷の長さはこれだけになって、それって合わないよねという話をみんなですることができたぐらいに、その時の印象としては、さらっとした印象で、それが何か残っちゃってるということはなく済みました。

【司会者】 では、前半の最後ですが、前半の話の中心は精神的な負担というところに置いたつもりなのですけれども、今日は裁判員、補充裁判員を務められて、少なくとも裁判所の意見交換会に参加することは結構だということで了解して来ていただいているわけなのですけれども、そういう中であっても、やはり今回、裁判員をやった経験はちょっときつかったなというような感じをお持ちの方、おられたらその辺の感想をお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

8番の方、どうぞ。

【8番】 正直、裁判が終わって、私は三日間だけだったんだけど、三日で終わってしまって、判決も簡単に終わってしまって、息子さんが全部認めていたので、その内容的には難しくもなく、それだったんですけれども、終わって一、二週間はすごく、現場で初日に見た証拠とか、そういうのはその時見たものよりも、家に帰ってからの方が残像が残ってしまったのは事実なんですね。

それを見た時には、一応、心構えとしてカラーが少しありますよと、白黒もありますよと、そういうことで心構えできたつもりで入って、その時はなるべくさらっと自分で見ようと心に決めていて、いざ家に帰って寝るとちょっと浮かんだりとか、多少、数日残ったりしてしまっていて、正直なところ、今日、またここでいろいろ、今日というか数日前から、いただいた資料で、今回こういう話をいろいろしなくちゃいけないんだなと思った時に、ある程度忘れていた面があったんですけれども、また新たに思い出してしまって、先ほど第一声でちょっと詰まってしまったんですけれども、普段の生活上ではそれほど、すごく大変な事件だったと思うけれども、でも、これを経験したということの方がもっとすごく良いものだった、有意義だったのではないのかなと思っています。

ただ、こういう場面でちょっとまた思い出してしまって、それだけ。

【司会者】 そうなんです、今日はなかなか申し訳ないのは、思い出していただかなければいけないところがありますよね。そこは本当に申し訳ないと思うのですが。

ほかにいかがでしょうか。

5番の方、どうぞ。

【5番】 自分が一番つらかった時なのですけれども、やはり1日目、裁判始める1日目で、今まで全然触れたことのない環境だったので、そういう緊張とか不安もあって、1日目で被害者の死体の写真とかも見せられるので、そこでも結構メンタル的に来た時もありましたし、追って、後になってどっと疲れも出て、結構1日目に精神的に来た面があって、でも2日目はその現場に慣れてきてそうでもなかつ

たので、1日目が厳しかったですね、一番。

【司会者】 5番さんの場合は、選任手続が行われてすぐその日に審理に入ったのですか。それとも、選任手続を行ってその翌日以降とか、そういう形で審理に入ったのでしょうか。

【5番】 抽選がありまして、その次に来る時にもうすぐに予定だったので。

【司会者】 そういうことですね。そうすると、選任手続から時間が空いたかどうかという問題ではなくて、審理が始まった初日にかなり負担のきついものを次々見なければいけなくて、1日目が一番厳しかったと。

【5番】 初めてだったので、結構いろいろ不安もありますので、そういうところがちょっと来ましたね、精神的に。

【司会者】 ほかにございますか。同じような点に関して。

では、6番の方。

【6番】 私も同じように1日目がちょっとパニックになりました。選任になって、その日選ばれた6人で、補欠の方を入れて8人で、ここが会場ですよ、ここが評議室と連れて行っていただいて、裁判員室に入る練習とかというふうにさせられた時はどうってことなかったんですけども、1日目裁判所に来た時ですね、結局二日目になるのか、その時の裁判終わった日の家に帰ってからはもうパニック状態でしたね。

何がというのではないのですけれども、その緊張感というのがやはり一番すごくて、案件もそうなのですけれども、その案件が頭に入ってしまったためにパニック状態に自分自身、世の中にこんな人がいるんだ、こんな事件があったんだ、その事件があったことは新聞でよく分かっている、地元の話だったからよく分かっている内容だったのだけれども、なおかつこんな状態だったんだということをまた知って、1日目が一番、その後はもう、逆にそれは来ていたメンバー皆さん同じようなだったみたいで、最後には終わったねと言って、これで終わりだねと言って、何かみんなに会えなくなるの寂しいねみたいな感じがあったぐらいにもう終わってたんです

けれども、本当に1日目が一番パニックになりました。

【司会者】 それでは、この段階で10分程度休憩をしたいと思います。

(休憩)

【司会者】 皆様が行われた作業というのは、その後、争いのある事件については事実認定をすると、そして今回いらっしゃった皆さん全部有罪の事件なのですが、一番重い刑だと無期懲役があります。一番軽い刑だと懲役4年まで。同じ、人が亡くなった事件でも、そのくらい違うのですが、ちなみに1番の方は無期懲役ですね。2番の方は二人とも無期懲役。3番の方は懲役5年。4番の方は9年と7年。5番の方は4年なんですね。6番の方は懲役16年ですね。7番の方が懲役4年6か月。8番の方が懲役7年6か月と。もちろん殺人、傷害致死、強盗殺人と罪名は違いますけれども、同じ、人が亡くなった事件でも、刑というのはこれだけ幅が生じているということです。

それでは、争いのあった事件について、事実の有無を判断するのが難しかったかどうかという観点からしますと、1番の方の担当された事件は、そもそも自分が犯人ではないと言っていたのですね、強盗殺人について。

あと、3番の方については責任能力、心神耗弱かどうかというところを判断しなきゃいかんというところがあったと思うのですが、1番の方、証拠調べを踏まえた事実判断というのはなかなか大変だったのでしょうか。それとも、それほど困難を感じられなかったのでしょうか。

【1番】 一概には言いづらいところもあるのですが、明らかに被告人の話が現実性に欠けるというところと、検察の方の証拠から考えて、その可能性しかないというふうに自分自身は感じていたので、すごく難しいイメージはなかったんですけども。

【司会者】 私も、参考に判決文なんかを読んでいるんですけども、割と客観的な証拠もたくさんあって、それが大体被告人が犯人であることをかなり強く指し

示す証拠が多かったですね。それに対して被告人の言っている話というのが、ちょっと到底信用できないというような内容だったということですかね。

【1番】 はい。

【司会者】 そうすると、被告人が犯人かどうかということ自体の判断は、それほど困難ではなかったということでしょうか。

【1番】 はい。

【司会者】 ただ、その過程ですね。いろいろ細かな事情がいっぱい出てくると思うのですけれども、そういうそれぞれの事実とか証拠がどういう意味合いを持っているとか、そういうことについては何か理解が困難な点とかなかったですか。

【1番】 証拠について理解するのが困難というよりは、被告人の話を理解するのが困難という認識が強かったのです。

【司会者】 なるほど。結論としては、被告人の話は信用できないという結論ですかね、理解できてしまうということはそうかもしれないということなのでしょうけれども、この事件はちょっと性質上そういうところがあったでしょうね。

そうすると、有罪無罪の判断、その証拠評価を含めて、特段困難は感じられなかったということ、判決文は相当長かったと思うのですけれども、その評議の際にそんなに事実の評価については特に難しいなという感じはお持ちにならなかったということですかね。

【1番】 そうですね。ただ、その被告人が言っている極めて低い可能性というものが現実的に考えられるのかどうかという点では、すごくいろいろ考えた思い出もありますけれども、でも、それを考えたとしても、やはりもう明らかかなというような認識でした。

【司会者】 あと3番の方、先ほど若干、疾患についての話がありましたけれども、結局、この事件は完全な責任能力を認めるという結論になったと思うのですが、その辺を議論していく過程は難しかったですか。

【3番】 病気については分からなかったですね。

【司会者】 なかなか議論，前提となる証言とかの分かりにくさとか。

【3番】 いや，それは僕だけが分からなかったんじゃないかなと思っています。

【司会者】 そういう感じをお持ちですか。そうすると，逆に言うと，余り評議にうまく参加できなかったなという感じをお持ちですか。

【3番】 いや，それはいいですね。あと，前回の声が聞こえなかったという，それはいつも4人でたばこを吸うところに行くんですよ。そこで話をすると，あの時間聞こえましたかと言うと，私たちもやはり聞こえなかったと言うんですよ。俺だけが耳悪いのかなと思っていましたからね。でも，一列にこう並んでいて誰も言われなかったから。しょうがないのかなと思っていましたね。

【司会者】 分かりました。

今お尋ねしたお二方以外は，事実関係そのものに基本的に争いはない事件だったと思うのですがけれども，それはそれとしまして，事件の事実関係を把握するのに困難を感じられた方，難しいなと思われた御記憶の方，おられませんか。

7番の方。

【7番】 被害者の方は病を患っていて，加害者の方と，亡くなられた方の状況を僕たちがリアルタイムで見ているわけではないので，この傷がいつ付いたのかとか，これは加害者の人がやったのかとか，そういうのを判断するのは非常に難しかったです。

検察官の方と弁護人の方の意見，主張も，そういった点をちょっと争っていたというか，食い違っていた部分が多々あったようなので，それを総合して考えた上で量刑を決めるというのは，とても難しかったと感じました。

【司会者】 この事件は，私も担当しましたから，もちろん記憶しているのですが，日常的な虐待の延長線上として犯行が行われたのか，それとも当日のいろいろな事情が重なってその日にそういうことが起きたのかというようところがちょっと争いだったですかね。そこがどっちつかずといたしますか，両面あるような感じだったので，そこがいま一つ，本当のところどうだったのかというのは，すっきりは

認定しにくかった事件だったですかね。

ほかに、事件の事実そのものを掴むのにちょっと困難を感じられたという方、おありでしょうか。

どうぞ、5番の方。

【5番】 やはり先ほどの意見と同じで、死亡の原因が幾つか考えられたので、必ずしも一つの原因じゃなくて、もともとやはり被害者の方も病気を持っていて、それも相まって死亡の原因に至ったのではないかなと思います。一つの原因だけじゃなくて、複数が混在して結果的に死亡してしまったみたいなふうには捉えられました。それでちょっと判断が難しくなりました。

【司会者】 要するに、死亡原因についていろいろな要素があって、そこがなかなか把握するのが困難だったということでしょうかね。

【5番】 絞り込みが難しかったですね。

【司会者】 ほかにおありですか。事実関係そのものをなかなか。

6番の方。

【6番】 私の事件は、男女間の別れなんですけれども、くっついて別れて別の男の人のところ行っちゃって、別れ切れなくて男性が追っかけて行って殺してしまったみたいな感じだったんですけれども、そこへ到達するまでに何回も男の人が裏切られているんですね。その経緯をどうしても見てしまって、裏切られたから殺したんだよねというところにいっちゃって、殺し方を、そのところ動機を考えないでくださいというふうに言われても、どうしてもどこかその部分が、最後の最後の最後まで本当に、自分では踏ん切りがつかないです。

【司会者】 何か法曹三者の方で、事実判断の関連で何か聞きたいことあればどうぞ。

では、日下部さん、どうぞ。

【日下部裁判官】 事実の争いがあったというお話の中で、今回3番の方は心神耗弱という、やや法律の概念にかかわるようなところが問題になったと思うのです

けれども、その心神耗弱というものの中身はどんなものかというところは、検察官とか弁護士あるいは裁判官の説明で理解しやすかったのか、そのところちょっと入っていくのに大分時間があったような印象だったのかとか、そのあたりのところをお聞かせいただければと思います。

【3番】 私だけの勉強不足で、ほとんどそういう病名が分からなかっただけだと思います。

【日下部裁判官】 判断能力が著しく落ちている、良いことか悪いことかが分からなくなっているような状態というのを心神耗弱なんていうふうに私たちの方ではよくやっていて、ただ、法律を勉強した人たちはすぐ分かるような概念でも、なかなか裁判員の方に分かってもらうのはどうやって説明したら良いんだろうかというようなところを我々普段悩みながらやっているところなのですけれども、そこが少し難しかったというようなことなのでしょうかね。

【3番】 多分そうだと思います。

【日下部裁判官】 なるほど、分かりました。

【司会者】 どうぞ、宮武先生。

【宮武弁護士】 事実認定の点なのですが、今お話聞いていると、いわゆる犯罪事実に関する事実と、あと量刑に関する事実というのがあると思うのですね。動機とかは量刑に関する事実なのですが、判断する時に、これは罪があるかないかということの間接事実ですと、これは刑の幅を決める事実ですよというのを分けてある程度事実認定をする時に考えてらっしゃったのか、結構それがもうごっちゃになって、いや、犯人かわいそうだねみたいな話になって全体的に引きずられてしまう虞れもあると思うのですが、そのあたりは分けて考えられたのか。やはりどうしてもそこら辺がごっちゃになってしまったのか。それに対して裁判官から何らかのアドバイスがあったのか、なかったのか。そのあたりちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

【司会者】 いずれにしても、評議は有罪無罪を決める段階の評議と、決めた後

に、争いのない事件でも、とにかく有罪無罪かを確認する作業を必ずされるはずで、そこで有罪無罪を決める過程と、それと刑を決める過程に分かれて、そういう評議をされているはずなのですけれども、相互にその事実が流入し合うというのですか、その辺の事実の区分けがうまくいったかどうかというような御趣旨かなという気もするのですが。

何か思い起こされて、御記憶の点ありますか。

どうぞ、8番の方。

【8番】 実際、量刑のところでは、どの辺が考慮されるとか、何かそういう感じで見ているんだとは自分なりに理解しているのですけれども、それまでの過程は、要は一切そういうものを考えないで、犯した事件だけを見ていくべきものなのか、その辺はちょっとどうなのか、一番初日の時にちょっと聞かせてほしかった、今、思えばですね。先ほど6番さんがおっしゃったように、確かに途中いろいろな証人尋問したりしている間にも、やはり揺れ動く気持ちが、あ、これじゃかわいそうだね、こうだね、年だねとか、何かそういうものは実際、量刑まで持ってきてはいけないのか、持っていった方がいいのか。何かその辺のことをちょっと今、知りたいなと思いました。

【司会者】 では、今、話の流れがそういう方向に向かいましたので、量刑のところの議論をちょっとしてみたいと思います。

それで、今の御指摘は、我々も今、非常に深刻に考えている、検討しているところでございまして、8番さんの問題提起を含めて今からちょっと議論していきたいと思うのですが、刑を決める段階では、まず最初に量刑、刑を決めるについてはこういうふうにご考えてくださいという説明はそれぞれお受けになりましたよね。刑を決める基本は、その人が何をやったかであると、動機、態様、結果を見ると。それが大体刑の大枠を決めるのであると。そして、その余の反省しているだとか、場合によっては年齢だとか被害弁償をしているとか、犯罪事実とは別個の情状というのは、その大枠で定まった刑の幅の中での調整要素だというような説明は大体お受け

になった御記憶はおありですか、皆様。それは誰が説明していましたか、裁判長ですか。それとも若い人が説明したか、覚えておられますか。

【8番】 若い方が説明。

【司会者】 そうですか。8番の方の場合は一番若手の方が。

【8番】 はい、そうです。

【司会者】 ほか、いかがでしたか。

【6番】 裁判長でした。

【司会者】 裁判長だったという方、どのくらいおられますか。5人ですね。裁判長以外。逆に一番若い人がやっていたという方がお二人。あとは、6番の方、御記憶ありますか。刑の考え方。

【6番】 裁判長の方から。

【司会者】 そうですか。

それで、こういうふうを考えていくんだという、その考え方について裁判所の方で説明するのですが、その説明自体は納得はいきましたか。

どうぞ、4番の方。

【4番】 実は、その量刑のことで、私、今も何か納得いかないなと思っているんですけども、裁判決まっちゃったからこれはもうしょうがないということなんだけれども、一番初めに裁判長から御説明があった時に、殺人は死刑もあるけど、私が担当したものは傷害致死ですから、傷害致死は30年ですか、上限が。だというふうに聞いてびっくりしたんですけども、私の個人的な感覚から言えば、日本の刑法というのは非常に甘いなど、優し過ぎるんじゃないかなと思ったんですね。

私が担当した事件は、弱者が弱者を殺したような、しかも死体遺棄していると。非常に、初めは私の感覚では、もうこんなのは無期懲役か死刑だなという感じだったのですが、裁判長の御説明で、アッパーで30年だということで、しかも裁判員がみんな大体10年とか20年とか、そういう感覚だったんですね。最終的には今までの平均的なのはこのくらいですよと、検事さんが求刑している大体数字くらい

なんですね。びっくりしちゃったんですけれども、私の場合は主犯が9年、若い人が7年ということだったんで、非常に、随分優しいなという感覚は持っています。

【司会者】 今おっしゃった話は、実際にどういう犯罪に対して大体どの程度の刑が科されているかという現実の裁判の数字を聞いた時に、もともと皆さんがそういう予備知識なしに漠然と考えていたものと比べて大分落差があったというようなお話ですね。

その具体的な刑をどうするかという話以前の問題として、刑というのはやはり何をやったかを中心に考えて、あとはこれは調整要素だという話がまず皆さんの気持ちにストンと落ちたかどうかということなのですからけれども、6番の方、そこはいかがだったですか。

【6番】 はっきり言って落ちませんでした。最初は全然理解できなくて、最後の評議室で評議をした時に、そこだけを考えてくれと裁判長の方がおっしゃってくださって、それ以外は考えないようにということで言われて割り切ることができましたけれども、そこが刑に入っていくんだなというふうにも自分で割り切ったところなのですからけれども、でも、やはり最後まで何かくすぶっているところははっきり言うが残っていたなと、割り切れたんですけれども、残っている部分はありましたね。

【司会者】 あと、ここで先ほど8番の方がおっしゃったことにちょっと話を持っていきたいのですが、刑についての考え方を、どの場面で説明されたかということなのですね。

証拠調べに入る前に既に説明があったのか、それとも量刑の評議を始める際に説明があったのかということなのですが、8番の方の先ほどのお話だと、審理、要するに証人尋問とか証拠調べを聞く前には説明はされてなかったということですか。

【8番】 すみません、ちょっとその辺は曖昧なのですが、途中、一番最初ではなかったような、最初は今日はこういうものが出ますと、こういう内容ですよと、そういうものの説明だけで、2日目ぐらいかと思います。ちょっと曖昧です、すみ

ません。

【司会者】 要するに、最初に刑についての考え方の説明を受けていれば、いろいろな証拠調べの中身を聞く時でも、これは刑を決めるのに大事な事情なんだとか、これはそうでもないんだということを、聞く間も少し取捨選択しながら聞くことができるかなど。その説明なしに全部聞いてしまって、実は刑というのはこうやって決めるんですよというのを評議の段階で説明を受けた場合には、なかなかそういう形で証拠調べを聞けていないので、その区分けを改めてし直さなければいけないということになって大変だったんじゃないかというような、そういう問題意識なのですけれどもね。

その辺、何か御感想なり御意見をお持ちの方、おられないでしょうか。

どうぞ、6番の方。

【6番】 いつの段階で言われたかの記憶はないんですけども、一番最初でなかったとは思いますが、黒板の方に裁判長の方が、結果と方法と動機、これを考えて聞いてくださいと言って、最初ではないのですが、途中からそれを言われていたという記憶は自分にはあります。

【司会者】 そうですか。そうすると、あとはそれを踏まえて証拠調べの中身を聞くことができたかどうかという点はいかがでしたか。

【6番】 そうなんですよね。それを、だから評議室に戻ってくると、え、でもねというのがみんなしてあったんですよね。でもね、というのは逆に、最後の最後まで皆さんそうだったと、今回自分がこの意見交換会に出たのは、犯人がかわいそうというのがどうしても消えなかったものですから、だけどねというのが最後までみんな消えなかったからです。

【司会者】 ほかに、この量刑の考え方に対する裁判官の説明だとか、もしくはそのことに対する皆さんの理解の関係で何か困難を感じられた点があれば伺いたいのですが。

どうぞ、2番の方。

【2番】 量刑に関する説明については、恐らく二日目あたりに説明を受けたとは思っているんですけども、最終的には判決は強盗殺人という形だったんですけども、この事件の性質上、被告人男性二人というのは被害男性が店長を務める店舗の従業員で、怨恨による殺人の意味合いが強い事件だったと記憶しております。

強盗殺人であるのか、あるいは殺人プラス窃盗なのかという、その線引きの説明も一応、受けたつもりではあるんですけども、その線引きというのが非常に曖昧で、自分の中ではいまだに腑に落ちていないというところがあるのも事実です。

【司会者】 では、量刑に関しては、検察官は求刑をされますし、弁護人も、こういう事情を考えてほしいというような事情を述べて、場合によっては科刑意見というのを述べる場合もあると思うのですが、刑を決めるに当たって考慮すべき事情として、双方から主張された内容について、皆さん理解がしやすかったかどうかという点はいかがでしょうか。

例えば検察官は、こういう点を重視して決めてくださいという主張をする。弁護人は、いや、こういう点をよく見てくださいということで、対立することが多いと思うのですが、そういう双方からの主張を聞かされて、どういうお気持ちだったかということですね。その後、評議で最後に数字を決めていく作業があるわけですが、その双方の御主張を聞かれてどういう感想を持たれたかと。

時には、検察官がここまで言うのは言い過ぎだとか、弁護人がここまで言うのはさすがに無理だろうとか、そういう御感想を持つこともあると思うのですが、その辺で何かお感じになったことがあれば。今、両当事者来ておられますので、何かおっしゃっていただければと思いますけれども。

では、8番の方。

【8番】 私の場合は、どちらともすごく分かりやすかったと思います。

【司会者】 そうすると、評議の際には検察官が論告で述べた主張と、弁護人が弁論で述べた主張、それを対比させながらどっちが採れるかというような形での議論が割としやすい感じで審理が終わったというような感じですかね。

【8番】　　そうですね。

【司会者】　　その辺、結構混乱したという方はおられませんか。双方の主張のどこを重視していいのか。

どうぞ、7番の方。

【7番】　　検察官側と弁護人側の意見というのは非常に混乱というか、どっちを酌み取ったらいいのかというのは非常に混乱しました。

主張するものとしては、非常に分かりやすかったのですけれども、やはり検察官側の方からすると、こういうことが駄目だったんだというのも一点ではないのですけれども、争いを主張されていた。ここが駄目だったからこういう量刑にしてほしいという提示に感じました。

弁護人の側を考えると、こういう事情があったんだから加害者が犯してしまった罪は仕方ないんじゃないかという、同情ではないですけれども、そういう意見なのかなというふうに感じ取れました。

【司会者】　　では、量刑の関係でそれぞれから何か御質問等あればどうぞ。

評議の中身ということになると、なかなかお話いただけないとは思うのですけれども。

どうぞ、宮武先生。

【宮武弁護士】　　まず、その量刑事実として幾つか今回皆さんの中でもあったと思うのですね。例えば計画性がないとか、突然の犯行であったか否かとか、あと病気とかですね。いろいろな犯人の生い立ちを含めた事情がありますよとか、あとは年齢が若いんだよとかいう、幾つか弁護人としては、どこまで細かく説明するか、まあ、いろいろ言ってきたと思うのです。

まず、弁護人とか検察が主張している事実がある、確かに量刑としてくくってもいいよねという事実なのか、何でこれが量刑に影響するんだというのがまず分からないというのか、そこら辺の意味合いがまず分かったか、分からなかったかというところと、あと、やはり述べた背景事情で、専門的な病名とか医学的な用語とか、

何かそういったことを言われる時に、まず3番の方がおっしゃるように、病気が分からなければ果たしてどこまでそれを考慮していいのかというところが分からないと思うので、そのあたりの何か聞いたところをどう判断していいのかなというところに結構迷われたのかどうか。まずはどう感じたかのところについてちょっと御意見があれば教えてもらえればと思います。

【司会者】 具体的には、広い意味での病気を持っている被告人の場合、それを評価するのが困難だったかどうかということですか。

【宮武弁護士】 そうですね。あとは、やはりその被害者側の喧嘩とかですね、被害者側の事情みたいに、被害者の責任になるよねみたいな意見もあったと思うのですが、そういったのは多分どこまで考えるかについて個人の差が、それがまさしく個人の意見になると思うのですけれども、そういった量刑を下げる事実として検討してもいいよねと思う事情なのか、やはりちょっと分かりづらいと、その量刑事実が分かりづらいというのがあったのかどうかとか、そういったところについてもちょっとお聞きできればと思います。

【司会者】 どうぞ、4番の方。

【4番】 ちょっと質問していいですか。

先ほどの私の件でもちょっとお話ししましたけれども、量刑というのは、判例で大体平均的にこのぐらいですよと裁判長から言われますよね。あれは、要するにそれがあくまでも基準になっているのですか。判例が、例えばこのぐらいの事件だったら10年ですよ、20年ですよと、そういう基準というものになっているのですか。

【司会者】 高橋さん、ちょっと説明してもらえますか。

【高橋裁判官】 裁判官の高橋です。

ほかの事件でどんな判決が出ているのか、どんなものが出ているのかというのは、皆さんも御覧になったかなとは思っているのですけれども、基本的には、裁判官としては参考として、ほかの裁判例でこの罪名ではこういう形で判決が出ていますよという

形で見えていただいているわけです。

ただ、それについては、あくまで事件としてはそれぞれ別々ですので、あくまで参考であって、ただ、この事件としての適正な量刑を決めてくださいというお話をさせていただいているかとは思いますが。

ただ、それに加えて公平というところがありますので、余りに大幅に、近いと思われる事案で差が出てしまうと、そこは全体的な公平の観点からはちょっとかわいそうじゃないかということがあり得ますので、そういった視点をお話しするというのをさせていただいたかなというふうに思います。

【4番】 そうすると、判例で、例えば、仮に10年という判例が大体平均で出ていますよね。そうしたら、要するに、裁判員が、いや、これはひどいと、みんな20年という意見だとしますよね。そうすると、検事の方は10年ぐらいで出ていた、やはりそれは裁判員が20だという意見に統一していても、10年以下になっちゃうんですか。

【司会者】 最近そういう関係で、最高裁判所の判例があったのですけれども、裁判員裁判で求刑を大きく超える判決をしたけれども、それが不当だということで破られたり。裁判員を経験されると、ああいう記事というのは目に付くと思うのですけれども、大体どこでも同じような説明がされていると思うのですけれども、やはり同じようなことをした人に対しては、同じような刑が科されなければいけないと、これは公平の原則といいますか、感情移入すると、どの事件も個々には非常にひどい事件で、特に裁判員の皆様はそれぞれ一回こっきりの経験しかないわけですから、これはひどいというふうに思われたその印象と、数字の落差というのはあるだろうと思うのですよね。

ただ、それはもちろん当然そういうのがおありになると思いますけれども、それでも過去に同じような要素を含んだ事件について、おおむねこの程度の刑が今まで現に加えられてきているという積み重ねがある中で、そこから突出した判断をするというのは、やはり公平を害するということです。そこでのやはり事実上の縛りが

あるんだろうと思いますね。検察官もそれを踏まえた求刑をされることが多いと思いますので、そういう中で突出した判断をするというのは、やはりある意味感情的に決めてしまったということにもなりかねないわけですし、ほかの裁判所でやっただらもうちょっとこうだったのに、ここにたまたま当たってしまったがゆえにこんなに違ってしまったということになると、やはり被告人に気の毒なことになってしまいますので、そこはある程度の幅の中での裁量はあるわけですがけれども、その幅の中でどう考えるかという以上に極端な刑というのは、やはり公平の観点からは許されないだろうなというのが今、裁判所の方で考えている基本ですね。

どうぞ、1番の方。

【1番】 量刑を決める際というところなんですけれども、確かに幅というところに関しては、あったのかどうかというと、ちょっとクエスチョンなところがあって、裁判官の方が答えありきだった印象があって、かつデータをもとに過去の事案がこうだからこうというふうな話であって、そこで感じた内容としては、裁判員として参加している上で、自分らの主観というのですか、そういったものが何か潰されている感は正直したというのがありました。

【司会者】 この事件は、特に無期懲役の求刑なのですね。それで強盗殺人なので、法律で定まっている刑が死刑と無期しかないという。そこで検察官が無期懲役を求刑しているというふうなところだったのですよね。ただ、1番の方としては相当ひどい事件だというふうに感じられたということなのですかね。

そこは、我々の話の仕方というか、その辺も場合によっては気を付けなければいけないところもあるのかなというふうには思っておりますけれども。

あと、先ほどの宮武先生の質問に対する答えは、特に今のところ出ていないのですけれども、なかなかちょっと難しいですかね。

要するに、量刑の事情として考えてくださいという、その事実そのものの評価がなかなか難しかったというような、特に先生がおっしゃっているのは医学的な概念とかそういうことなのですか。

【宮武弁護士】　　そうです。一つは、やはり私も専門的な知識がないから、実はそういうことを言われてしまったら、どこまでそれを酌み取ったらいいいのかというところは、多分裁判官も持ってない、だからあくまでその鑑定意見を聞いて判断する、その普通の人の経験則が通用しない世界だから難しいんだろなというところがあって、それでどういう苦勞をされたのかなということ、逆に、私の立場で言うと、弁護人からすると、もう少しこういうふうに言ってくればより良かったなみたいな、もしそういうのが感想があれば教えてもらいたいというのがあったんです。

あとは、共犯事件でいうと、共犯に差をつけるかどうかというところも当然言ってくる中で、今回2番の方と同じ無期になっていますけれども、そのほかにも共犯ありますけれども、そのあたりでどこまでの事実を見て差をつけるのか、ここは誰の分だったら同じだよなというところの判断を、どんなふうに考えられたのかなというところはちょっと聞きたいなと思っています。

ちょっと個別とかであればあれなのですけれども、もし話せるのであればというところで。

【司会者】　　では、2番の方、どうぞ。

【2番】　　確かに私の事件で、犯人が二人ということで、その優劣というのが非常に問題になったのですけれども、その被告人のうち一人は障害があるという事件で、となると、もう一人の犯人の方がどちらかという支配的、その障害のある方というのは従属的だったのかどうかというのが、確かに検察の方や弁護人の方々の対立にもなりましたし、そこが一番、非常に難しかったところではあるのですけれども。

【司会者】　　この事件では、結局、二人とも無期懲役なのですよね。無期懲役というのは、中にいろいろな、中で優劣をつけられても結局無期懲役の幅に入ってしまうという事件は結構ありますよね。

【宮武弁護士】　　そうですね。今回もそう。要は、優劣よりも無期懲役を受ける範囲内、これが有期懲役だったら、もしかしたら半年とか差がつくのかもかもしれない

のですけれども、今回はそこまでのものじゃなかったんだらうなというふうに思っています。

【司会者】 まだ話も尽きませんが、予定の時間を過ぎておりますので、もうちょっとお話ししたい項目もあったのですが、そろそろ閉じたいと思います。

それで、最後にまた一言ずつ、これだけは言っておきたいというような要望とか感想があれば一言ずつ言っていただいで終わりにしたいと思っておりますけれども、最初と順番を違えて8番の方から全般的に、これだけはちょっと言っておきたいというようなことがあれば、どうぞおっしゃってください。

【8番】 ちょっと直接のことではないのですけれども、私たちの8人の中で出た話がありまして、制服と申しますか、やはり皆さん着るものにすごく、何を着ていいか、私としては判決を言い渡す時だけでも、やはり御家族の方もいたし、そういう意味で、やはりジーンズでも何でもいいとはおっしゃっていましたが、できれば失礼のないようにベストなり、ある程度ちょっとそういうものを何かやっただけの方がありがたいなと思っております。それだけです。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、7番の方。

【7番】 ちょっとお話に付随してなのですけれども、弁護士の方から何かということがあったんですけれども、医学的な専門的な内容があったのですけれども、もちろん被告人の弁護ですから弁護するのは良いとは思ったのですけれども、何かそういう専門的な用語を出して弁護するのはちょっと違うんじゃないかなというふうに自分たちのグループの中では話がありました。

最後に言っておきたいことは、特にはないのですけれども、今回、御家族の事件ということで非常に自分としても考えさせられたので、とても良い経験にはなりました。ありがとうございました。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、6番の方。

【6番】 自分としては、裁判員裁判、経験して大変良かったなというふうに思っているのですけれども、裁判員裁判の制度を、何か世の中が大分忘れかけているのではないかなというふうに思うところがあって、裁判員裁判、次は自分に来るんだという、自分も来なかったら忘れていたところだったものですから、来るんだということをもっと世の中に知らしめてほしいし、一つお願いは、自分はまだ仕事をしているので、抽選会に来たら次の日から裁判所詰めになってしまったのですけれども、やはりもう少し時間に余裕を、働いている方がいると思うので、残してきた仕事もあると思いますので、時間に余裕を持って裁判員裁判をやっただけだったら良かったんじゃないかなというふうに自分は感じております。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、5番の方。

【5番】 1点だけちょっと言いたいことがあって、量刑についての説明を評議が始まる時に聞いたもので、話を聞いている中では、話している内容がどれだけ重要なのかということがちょっといまいち見えなかったもので、評議を始める前にもう少し全体的な刑についての説明があったり、裁判を始める前に1回何か講習会みたいなものがあつたら、実際に裁判を受けて、よりもっと深い理解ができるのではないかなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、4番の方。

【4番】 私も大変良い経験をさせていただいたと思っております。

ただ、先ほどもおっしゃられたように、時間的に1週間拘束されるので、非常に、私も仕事しているので大変だったこともあるので、裁判員裁判をもっとどんどん広めてみんなに経験していただいて、特に昨今、殺人事件が頻発しておりますよね、だから、そういうことも裁判で経験して。それと、先ほど申し上げましたように量刑がとにかく甘過ぎるんじゃないかなと、もっと日本の刑法を厳しくして、殺人をしたら完全に死刑だ、無期懲役だというふうにしていったら良いんじゃないかなと

いうのが単純な思いですね。

【司会者】 どうもありがとうございました。

3番の方。

【3番】 評議の時、多数決の方法自体にちょっと疑問を感じ、裁判員裁判ってなんだろうと考えましたね。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、2番の方。

【2番】 私が裁判員に選ばれた当時は大学の研究室に配属されたばかりで、裁判員として休学するということにも若干のためらいというものがあったのですが、先輩や先生の理解ですか、それを容易に得ることができたので、そういう社会的な受入れというのは問題ないのかなというふうなイメージはありました。

これから裁判員となられる方へ伝えたいことという御質問があったと思うので、その内容なのですが、確かに判決によって他人の人生を左右するという重圧というのはもちろん計り知れないですが、海外の陪審制であったり、そういうのに対して後れを取ってしまっている日本の裁判をより発展させ、一般の人々にある裁判に対する不透明な感覚を払拭するためには、やはりこの裁判員制度というものは必要不可欠なんじゃないかなとは思っています。

なので、これから裁判員になられる方というのは大いに不安があるとは思いますが、裁判官の方々というのは非常に親身に接して下さって、我々の負担が最大限和らぐ努力をしてくださると思うので、心配する必要はないんじゃないかなというふうに個人的に思います。

私自身、裁判員を経験することで、人間的に大きく成長することができたと思いますし、良い意味にも悪い意味にも一生の経験になると思うのですが、ぜひ積極的に取り組んでいただければというのが今の感想であります。

【司会者】 どうもありがとうございました。

最後になりますが、1番の方。

【1番】 やはりどこまでいっても量刑の決め方というところが把握できなかったなというところと、あと自分も、5番さんがおっしゃられていた、進行についてというところは改善してほしいなということと、裁判員制度の目的というものがいまいち分からなくなっている状況を改善していただけたらありがたいなと思っています。

【司会者】 どうもありがとうございました。

若干、時間が超過してしまったことと、あと、特に御参加の検察官、弁護士に十分な質問の機会を与えられませんでしたけれども。

【角弁護士】 ちょっといいですか。

1番の方にちょっとお伺いしたいのですが、一番最初に出た、何のための参加というのはどういった意味だったのでしょうか。

【1番】 最後の量刑のところというふうな話だったのですけれども、やはり答えありきというふうに感じたというところが1点と、あとデータを基に量刑を決めるといふような話であれば、余り何か僕らが参加する意味合いってあるのかなというふうに、ちょっと最後の方で感じてしまったというところから、目的というところを考え込んでしまったということです。

【司会者】 よろしいですか。

【角弁護士】 はい。

【司会者】 それでは、貴重な意見をたくさん頂戴しましたので、これからそれぞれの立場で皆さんの意見を踏まえながら、改善すべき点は改善していきたいと思っております。

本日は、御協力ありがとうございました。